

平成 24 年 6 月 22 日
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による第 2～4 号の支援決定について

○当機構（本店：宮城県仙台市、代表取締役社長：池田憲人）は、本日第 2～4 号となる支援決定（注）を行いました。その概要は以下の通りです。なお、事業者に不利益を及ぼさないように概要のみの公表になることにご理解願います。

➤ 第 2 号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：宮城県沿岸部の水産物加工品製造業者
- ◆ 関係金融機関：県内の金融機関等
- ◆ 概要：当該事業者は、津波により工場建物、生産施設等がダメージを受け、在庫が流出したことで、多額の損失を計上しています。事業者は規模を大幅に縮小して事業を再開していますが、震災前の借入金の返済が困難となっている中、損壊した施設の改修が急務となっています。事業者は、今後施設の改修を行い事業の本格的な再開を図る予定であり、当機構としては、事業の計画等を検証の上、今回の支援決定を行ったところです。

➤ 第 3 号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：宮城県沿岸部の運送業者
- ◆ 関係金融機関：全国に拠点を置く金融機関
- ◆ 概要：当該事業者は、津波により本社事務所及び倉庫が全壊、所有車両も大半が流出し、本社機能が停止し、輸送能力が大幅に低下しました。震災前の借入金の返済負担が大きいなか、当機構の支援によって、資金繰りの安定化が可能となり事業の復興を本格的に進める目処がついたことから、今回の支援決定を行ったところです。

➤ 第 4 号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：栃木県さくら市の飲食業者
- ◆ 関係金融機関：県内の金融機関
- ◆ 概要：当該事業者は、ラーメンや定食等を提供していますが、震災により自宅兼店舗が全壊し、現在事業停止に陥っています。事業再開にあたり、震災前の借入金の返済が困難となっていたものの当機構が支援することによって、本年 9 月頃より事業再開の目処がついたことから、今回の支援決定を行ったところです。

（注）支援決定とは、当機構が、根拠法第 19 条の規定に基づき、事業者の方から再生支援の申込みを受けた場合に、機構として債権買取り等の再生支援を行うことを決定するものです。当機構は支援決定後、同条第 20 条の規定に基づき、関係金融機関等に対して債権買取申込み等の求めを行い、全ての関係金融機関等から申込み等があったときに同法第 22 条に基づく買取決定を行って、支援の実行に移ります。

本件に関するお問い合わせ先
(株)東日本大震災事業者再生支援機構 東京本部 企画調整室 担当：石田、加藤
Tel：03 - 6268 - 3117

(1) 当機構の相談受付・支援決定に向けた作業の状況

(6月21日まで)

① 相談・依頼受付件数	381件
② 制度に関する質問等で説明や助言等で終了しているもの	135件
③ 支援に関する相談に入っているが待機中のもの (例えば事業を再開する用地の見通しがついた段階で、当機構での具体的な相談を進めていきたいという事業者の意向で、現在待機の状態となっているもの)	115件
④ 事業者や金融機関と具体的な協議を行っているもの	101件
⑤ ④の調整を経て、支援決定に向けた最終調整を行っているもの	26件

(2) 巡回相談会日程表

県	開催地	日程	会場
岩手県	釜石市	第1・3火曜日 (7月3日(火)に初回実施予定) 11:00~16:00	釜石商工会議所
	大船渡市	第1・3水曜日 (7月4日(水)に初回実施予定) 11:00~16:00	大船渡商工会議所
宮城県	気仙沼市	毎週火・木曜日 11:00~17:00	気仙沼法律相談センター
	石巻市	毎週火・水曜日 10:30~16:30	石巻商工会議所
	仙台市ほか	別途調整中	
福島県	南相馬市	毎週水・金曜日 11:00~17:00	ゆめはっと (南相馬市内市民文化会館)
	いわき市	毎週月・木曜日 11:00~17:00	まちづくりステーション 小名浜
	郡山市	毎週水・金曜日 10:00~17:00	サンフレッシュ郡山 (郡山市安積公民館)

◆ 各相談会は原則事前予約制になっております。詳細については以下までお問い合わせ下さい。

(株)東日本大震災事業者再生支援機構 仙台北店 業務部 業務企画班

Tel : 022-393-8567